令和３年８月 30 日

保 護 者　各位

須 磨 浦 小 学 校
校　長　岩渕　正文

学校における感染拡大防止へご協力のお願い

日頃より本校の教育活動に、ご理解ご協力いただきまして、ありがとうございます。

さて、現在、COVID-19 の感染拡大に伴い、兵庫県において「緊急事態宣言」が発出中となっております。本校においても、既に二学期が始まっておりますが、今まで以上に感染予防に努め、安全に安心して充実した学校生活を送れるよう指導しております。ご家庭におかれましても、お子様と一緒に下記をご確認いただき、引き続き感染予防にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

１．感染予防について

・校内においては、基本的に 5/10 付『「緊急事態宣言」の延長を受けて』に則り、感染予防に努めながら学校生活を送ります。なお、最新の感染状況に応じた変更点は次に示します。

・マスクは、感染防止効果が比較的高いとされている「不織布マスク」をできるだけ着用してください。

・従来、登校することによる COVID-19 の罹患が想定され、ご家庭の判断で登校を見合わせた場合は「欠席」としておりましたが、最新の県からの通知(8/24 付)に合わせて「出席停止」とします。

・休み時間は、全ての時間帯において使用できる場所と学年を限定し、密を避けます。

・休み時間のマスク着用については、熱中症予防の観点から暑さ指数(WBGT)により対応します。詳しくは、8/24 付メルポコ『明日から２学期です』をご参照ください。

・ご家庭においても、こまめな手洗いやマスク着用、人混みを避けるなど、引き続き基本的な感染予防を徹底してください。休日等の不要不急の外出や友人同士の家庭間の行き来、家族ぐるみの交流はお控えください。

２．健康観察について

・引き続き、ご家庭において毎朝の検温とメルポコ『健康チェック』へのご回答をお願いします。（毎日、各学年ともに複数名の未回答があります。お忙しいとは存じますが、感染予防対策にご理解いただき、必ずご回答いただけますよう、改めてお願いいたします。）

３．児童や同居のご家族が感染した場合や感染が疑われる場合について

・児童や同居のご家族に COVID-19 の感染が疑われる症状（発熱、咳など）がある場合は、かかりつけ医などの医療機関や最寄りの新型コロナウイルス相談窓口へご相談ください。また、その際は登校を見合わせ、その旨を学校へご連絡ください。

・児童や同居のご家族が COVID-19 に感染した場合および濃厚接触者に特定された場合は、速やかに学校へご連絡（夜間・休日 090-6082-6469《教頭携帯》）いただき、医師や保健所の指示のもと適切に療養に努めてください。

４．教職員の感染予防について

・本校の教職員においても、出勤時に「健康チェック」を行っております。発熱や咳など感染が疑われるような諸症状が見られる時は、感染予防の観点から欠勤することもありますが、ご理解ください。

・ワクチン接種を積極的に進め、ほとんどの教職員が２回接種を完了しております。未だの教職員においても、近日中に２回接種を終えられる見込みとなっております。

５．本校児童や教職員の感染が判明した場合について

・保健所の指導や学校医の助言に基づき、校内での感染拡大を防ぐために必要な措置を速やかに講じます。ご家庭への必要な情報は、主にメルポコにてお知らせいたします。

６．感染者や濃厚接触者等への配慮について

・感染の可能性は誰にでもあります。また、いじめや差別等の人権侵害行為は、決して許されるものではありません。インターネットやLINE等のSNSで話題にすることのないよう、人権に十分配慮し、冷静に適切な行動をとっていただきたくお願いいたします。

７．授業のオンライン配信について

・感染者や濃厚接触者となったことにより出席停止となった児童は、まず第一に療養･静養に努めてください。その間の学習については、担任と相談の上、オンラインで授業に参加することもできます。

・緊急事態宣言中に感染不安等の合理的理由で自宅待機している児童も、担任と相談の上、オンラインで授業に参加することができます。

・オンライン学習について、３年生以上は貸与しているiPadでロイロノートやZoomを活用して行います。1,２年生はご家庭のデバイスでZoomをご利用ください。

・授業の様子をZoomでオンライン配信します。主に教室での授業を配信しますが、教科については担任とご相談ください。なお、1日を通して全ての教科を配信することはできません。ご理解ください。また、主に黒板方向に固定されたアングルとなりますがご容赦ください。

・詳しくは学校までお問い合わせください。

８．学級閉鎖・学校閉鎖について

・本校において感染者が発生した場合に、学校の全部または一部の臨時休業を行う必要性については、保健所の調査や学校医の助言等を踏まえて判断します。

・なお、参考として文科省8/27付『学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン(第1版)』から転載します。(一部、内容が変わらない範囲内で、本校に合わせて文言を変更しています。)

【学級(学年)閉鎖】

〇以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施します。

①同一の学級において複数の児童の感染が判明した場合

②感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合

③1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合

④その他、学校が必要と判断した場合

〇学級閉鎖の期間としては、5～７日程度を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童への影響等を踏まえて判断します。

【学校閉鎖】

〇複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施します。

９．今後の学校生活・行事等について

・児童の学びの保障や心身への影響等を考慮し、感染予防対策を徹底したうえで、県からの通知に従いながら、多様な学習活動・学校行事の実施に努めます。

・修学旅行を含む宿泊行事や遠足などの校外学習について、緊急事態宣言中は実施しません。また、蔓延防止等重点措置期間中は、目的地が県外の場合、県内での代替行事を検討します。

・行事の可否や変更については、準備期間を考慮し、予定当日が緊急事態宣言や蔓延防止等重点措置期間中か否かに関わらず、宿泊行事はおよそ１か月前、校外学習や全校の行事はおよそ２週間前を目安に判断します。ご了承ください。

10．その他

・一人ひとりの抵抗力を高めるため、十分な睡眠やバランスの取れた食事、適度な運動など、規則正しい生活を心がけてください。

・この連絡は８月 30 日現在で作成しております。今後、政府や県などからの指導や要請等により対応を変更する場合があります。ご了承ください。

以上